

須賀川市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、須賀川市水道事業給水条例（平成16年須賀川市条例第47号。以下「条例」という。）の施行について別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(総代人の届出)

第2条 条例第6条の規定により総代人を選定したときは、連合給水装置総代人届（変更）（第1号様式）により速やかに提出しなければならない。又は変更のあった場合も同様の手続とする。

(給水装置工事の申込み)

第3条 条例第9条の規定による給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書（第2号様式）によるものとする。

(同意書等の提出)

第4条 給水装置工事の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、所有者の同意書
- (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する家屋に給水装置を設置するときは、当該土地又は家屋所有者の同意書
- (3) 前2号の規定による書類を提出できないときは、申込者の誓約書

(設計変更及び工事の申込みの取消し)

第5条 給水装置工事の申込みをした者が給水装置工事の設計を変更するときは、給水装置工事設計変更届（第3号様式）により、当該申込みを取り消そうとするときは給水装置工事申込み取消届（第4号様式）により、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に届け出なければならない。

(工事の施行)

第6条 条例第10条に規定する給水装置工事を指定給水装置工事事業者が施行する場合において、配水管又は給水管から分岐する工事で立会いを必要とする場合は、管理者の指定する市職員の立会いを受けなければならない。

2 給水用具は、水道メーター（以下「メーター」という。）、消火栓、分水栓、止水栓、

仕切弁、逆止弁、空気弁及び減圧弁とし、管理者の指定する者のほかこれを操作してはならない。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第3項で定める軽微な変更を行う場合は、この限りでない。

（給水管及び給水用具の指定）

第7条 条例第11条に規定する配水管への取付口からメーターまでの間の給水管及び給水用具は、次のとおりとする。

(1) 管類

ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニール管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、ポリエチレン管及びライニング鋼管

(2) 給水用具類

サドル付分水栓、止水栓、仕切弁、逆止弁、減圧弁、定量弁及び特殊継手材

2 管理者は前項に掲げる給水管及び給水用具であっても、地形の影響その他理由によって、その使用が適当でないとき、その使用を制限することができる。

3 配水管への取付口からメーターまでの間の工事を施行する場合の工法、工期その他の工事上の条件は、管理者が別に定める給水装置工事設計施行基準によるものとする。

（工事費の算出方法）

第8条 条例第13条第1項に規定する給水装置工事費の算出方法は、次に定めるところによる。

(1) 設計費は、設計工事金額に100分の10以内を乗じて得た額とする。

(2) 材料費は、管理者が定める材料単価に、使用する材料の数量を乗じて得た額とする。

(3) 労力費は、それぞれの作業に要する労力費の歩掛に、その賃金の額を乗じて得た額とする。この場合において、労力費算出歩掛及びその賃金の額は、管理者が別に定める。

(4) 道路復旧費は、道路管理者が定めるところにより算出した額とする。

(5) 間接経費は、材料費及び労力費の合計額に100分の30以内を乗じて得た額とする。

（届出）

第9条 条例第20条の規定による届出は、別に管理者が定めるもののほか次によるものとする。

(1) 給水装置の用途に変更があったときは、給水条例第20条に基づく用途変更届（第5号様式）

- (2) 給水装置の所有権の変更があったときは、給水装置所有権変更届（第6号様式）
（給水装置及び水質の検査の請求）

第10条 条例第22条第1項に規定する検査の請求をしようとする者は、給水装置（水質）検査請求書（第7号様式）により管理者に請求しなければならない。

2 条例第22条第2項に規定する特別の費用を徴収するときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 給水装置については、その構造、材料若しくは機能又は漏水に関する通常の検査以外の検査を行うとき。
(2) 水質については、色、濁り、消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

（用途の認定）

第11条 条例第26条の規定による用途の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 給水装置使用者にして同一家屋内に給水装置が2個以上ある場合は、各々その用途に従い、各別の料金を徴収する。
(2) 給水装置使用者にして、同一家屋内に給水装置が2個以上ある場合で、その用途が同じ場合においては、1つの基本料金により使用水量を合算する。
(3) 給水装置使用者が1つの給水装置を料率の異なる2種以上の用途に使用するときは、料率の高い種別の料金により徴収する。

（料金等の軽減又は免除）

第12条 条例第33条の規定による軽減又は免除については、次に定めるところによる。

- (1) 管理者が必要と認める場合、検針水量、前年同期の水量又は直近3回の平均水量と比較して、最も低い水量を使用水量と認定し、料金を軽減する。ただし、管理者は、必要に応じ、これ以外の方法で料金を軽減又は免除することができる。
(2) その他管理者が特に必要があると認める場合、加入金、手数料その他の費用の2分の1を軽減又は免除する。

（停水処分の方法）

第13条 条例第37条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水弁の閉鎖又はメーターの撤去をすることによって行う。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査）

第14条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びそ

の管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を毎年1回以上、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生労働省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査すること。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(団体用適用基準)

第15条 条例別表第1の団体用の、その他これらに類するものとは、集会施設、公園、公衆便所、宗教施設、介護施設、福祉施設、体育館、運動広場並びに集合住宅の貯水槽水道（各戸の給水栓を除く。）、維持管理用給水栓及び共同で使用する給水栓をいう。

(営業用適用基準)

第16条 条例別表第1の、営業用とは、劇場、娯楽場、料理店、飲食店、貸席、旅館、下宿業、鮮魚商、豆腐製造業、こんにゃく類製造業、こうじ製造業、理髪業、美容業、洗濯業、染物業、写真業、氷菓製造業、菓子類製造業、青果業、製めん業、生花業、苗木育成業、自動車運送業、給油所、自動車修理業、牛乳類処理販売業、清涼飲料水製造業、土器製造業、セメント加工業、医院、診療所その他これらに類するものをいう。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

連合給水装置総代人届（変更）

年 月 日

須賀川市長

届出代表者

住 所

氏 名

電話番号

連合給水装置の加入者と総代人（は・に）次のとおり（です・変更がありました）ので
須賀川市水道事業給水条例（第6条・第20条）により届け出ます。

記

- | | | | |
|---|----------|-----------------|-----|
| 1 | 給水装置の所在地 | 須賀川市 | 番地 |
| | | 路 線 名 | 道 線 |
| | | 水栓番号 | |
| 2 | 給水装置の所在地 | 別添設計図のとおり。 | |
| 3 | 給水装置の所有権 | 別添連合給水装置台帳のとおり。 | |
| 4 | 総 代 人 | | |

住 所

新総代人 氏 名

就任月日 年 月 日

住 所

前総代人 氏 名

解任月日 年 月 日

第2号様式 (第3条関係)

給水戸番	水栓番号	装置場所 須賀川市	新設	改造	増設	修繕	撤去	
給水装置工事申込書 須賀川市長 申込者 住所 _____ 年 月 日 氏名 ふりがな _____ 電話 _____ 須賀川市水道事業給水条例第9条の規定により工事を申込みます。			課長 係 係 課長補佐 係 係 係 係 係					受付印 _____
装置場所	須賀川市	承認月日	水道 中間検査 竣工検査 メーター口径 書類審査 年 月 日 年 月 日 φ mm 第1. 第2.					
工事の種類	新設・改造・増設・修繕・撤去		給水装置の種類 50mm 100m 20栓 (以下超) 区分 数量 単価 合計 設計 設計審査 竣工検査 合計					
土地住所	住所	施	課長 係 係 課長補佐 係 係 係 係 係 用途 調定 加入金 第 号 年 月 日					
所有者氏名	氏名	工	記事 変更年月日 氏名 住所 年月日 年月日 年月日					
建物住所	住所	者	所有者変更 工事の種類 竣工年月日 施工者 備考 年月日 年月日 年月日					
給水管住所	住所	給水装置工事主任技術者	仮受付 返送 年月日 年月日					
分岐承諾氏名	氏名	記事	記事欄					
誓約書 本工事につき第三者の異議があっても市に対して 迷惑をかけません。氏名 _____			記事欄					
寄付採納願 配水管から第一止水栓までの装置を須賀川市に寄 付致します。氏名 _____			記事欄					
道路占用 道路占用に関わる一切の権限を市に委任します。			記事欄					
手続委任願 氏名 _____			記事欄					
代理人 須賀川市水道事業給水条例第5条に基づく給水装 置所有者代理人を次の者に選定します。			記事欄					
代理人 住所 須賀川市 氏名 _____			記事欄					

第3号様式（第5条関係）

給水装置工事設計変更届

年 月 日

須賀川市長

住 所

申込者 氏 名

電話番号

下記のとおり給水装置工事の設計変更をしたいので、須賀川市水道事業給水条例施行規程第5条の規定により届け出ます。

記

申込受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 の 種 類	新 設 ・ 改 造 ・ 増 設 ・ 撤 去
給 水 装 置 工 事 場 所	須賀川市
指定給水装置工事事業者名	
設 計 変 更 理 由	

第4号様式（第5条関係）

給水装置工事申込み取消届

年 月 日

須賀川市長

住 所
申込者 氏 名
電話番号

下記のとおり給水装置工事申込みの取消しをしたいので、須賀川市水道事業給水条例施行規程第5条の規定により届け出ます。

記

申込受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 の 種 類	新 設 ・ 改 造 ・ 増 設 ・ 撤 去
給 水 装 置 工 事 場 所	須賀川市
指定給水装置工事事業者名	
取 消 理 由	

第5号様式（第9条関係）

給水条例第20条に基づく用途変更届

年 月 日

須賀川市長

水栓所在地

使用者氏名

電話番号

須賀川市水道事業給水条例第20条第2号に定める用途を下記のとおり変更するので届け出ます。

記

- 1 変更前の用途 用
- 2 変更後の用途 用
- 3 変更年月日 年 月 日
- 4 変更理由等

5 使用量水器

メーカー	口径	m/m	番号	—
------	----	-----	----	---

- 6 精算方法 預金口座・納付（納入通知書送付先が上記水栓所在地と異なる場合、その住所）

第6号様式（第9条関係）

給水装置所有権変更届

年 月 日

須賀川市長

住 所

届出者（新所有者）

氏 名

下記のとおり給水装置の所有権が変更になりましたので、須賀川市水道事業給水条例第20条により届け出ます。

記

- 1 給水装置所在地 須賀川市
- 2 変 更 年 月 日 年 月 日
- 3 変 更 理 由

- 4 所 有 者 新所有者 住 所
氏 名
電話番号

旧所有者 住 所
氏 名

第7号様式（第10条関係）

給水装置（水質）検査請求書

年 月 日

須賀川市長

住 所

請求者 氏 名

電話番号

給水装置場所 須賀川市

次の理由により（給水装置・水質）の検査を請求いたします。

理由（なるべく詳細に記入してください。）